

包括外部監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

大 阪 市 監 査 委 員

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：福祉局

通 知 日：令和6年5月14日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘11	119	<p>【子ども自立アシスト事業】 (PDCAの視点)</p> <p>福祉局は、本事業の事業目標指標として、本事業の目的や事業内容に即した、分かりやすい指標を用いられたい。</p>	<p>本事業は高等学校等への進学に課題を抱える世帯を支援し、貧困の連鎖を断ち切り将来の自立を促進することを目的としており、これまでは生活保護世帯の将来的な扶助費の削減を事業目標指標として設定していたが、生活困窮世帯を含めた事業全体の進捗を図る指標として、「本事業利用者の高等学校等への進学率」を設定した。</p>	措置済	令和6年2月22日

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和6年5月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘1	44	<p>委託先が共同企業体（JV）の場合の契約（適法性の視点）</p> <p>教育委員会事務局は、委託先がJVの場合は、JVを構成する事業者全員に対して、委託契約書への調印を求めるべきである。</p>	<p>指摘を受けた当該契約については、契約期間が終了しているため、契約書への調印を求めることができないが、今後、相手方において複数の企業等が共同連帯して業務を行うことが想定される案件を発注する場合には、当該契約に係る協定書等の必要書類を作成し、本市における法的リスク審査等の所定の手続を経た上で、適切な契約事務を行うよう、周知・徹底する。</p>	措置済	令和6年4月1日
指摘3	89	<p>議事録の作成に関する規定の整備（適法性の視点）</p> <p>教育委員会事務局は、教育ブロック会議設置要綱に議事録の作成に関する規定を設け、作成手続と責任主体を明確にするとともに、教育ブロック会議の議事録に基本的な記載の内容に遺漏がないよう留意されたい。</p>	<p>教育ブロック会議設置要綱に会議要旨の作成に関する規定を新たに設け、基本的な記載の内容に遺漏がないよう、記載事項や責任主体を明確にした。</p> <p>【参考：教育ブロック会議設置要綱改正部分】 （会議要旨の作成） 第8条 ブロック代表は、教育ブロック会議が開催された際には、会議要旨を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。 開催日時、開催場所（方法）、出席者、議題、主な発言内容、議事結果</p>	措置済	令和6年3月1日